

京都市介護老人福祉施設入所指針 Q & A（特列入所関連・平成 27 年 2 月）

1 制度変更の概要について

Q 1 なぜ、特養の入所対象者が原則として要介護 3 以上の高齢者に限定されるのか。

A 特別養護老人ホームについては、限られた資源の中で、より入所の必要性が高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図るため、介護保険法が改正されたものです。

Q 2 要介護 1・2の方が入所できる特列入所とはどのような制度か。

A 要介護 1・2 であって、「その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる」方については、要介護 3 以上の方と同様に入所の対象とされるものです。

なお、厚生労働省が定める「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」（以下「指針」という。）において、この要件に該当する要介護 1・2の方が特例的に特養に入所することを「特列入所」と定義しています。

Q 3 特列入所の要件はどのようなものか。

A 厚生労働省令では、特列入所要件として、「要介護 1・2 であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められるもの」とされており、特列入所の判定に当たっては、以下の事情を考慮することとされています。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

Q 4 特例入所の要件判断に当たって考慮することとされている「認知症」とは、日常生活自立度でいうとどの程度のものか。

A 認知症に関する特例入所要件の判断に当たっては、基本評価において日常生活自立度Ⅲ以上を「a」評価としていることから、概ね同程度であることを想定しています。

ただし、症状や生活環境等の複合的な要因による個別の事情により、居宅における日常生活の継続に著しい支障があると認められる場合には、日常生活自立度にかかわらず特例入所の要件に該当するものと判定して差し支えありません。

なお、この場合、特例入所が必要である事情について特記事項に付記してください。

Q 5 特例入所の考慮事項によれば、単に単身世帯であるという理由では特例入所の要件に該当しないという理解でよいか。

A お見込みのとおりです。ただし、単身世帯であることに加え、例えば地域により、当該被保険者が居宅での日常生活を継続するために必要とする種別の居宅系サービスが不足しているような場合には、考慮事項④に該当することとなります。

Q 6 特例入所の考慮事項④にある「地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」とは、具体的にどのような状態を指すのか。

A ある種別の介護サービスを利用することにより、居宅での日常生活を継続することが可能である状態であるが、当該被保険者が居住する地域において、その介護サービスを提供する事業者が存在しない、又は定員の制約等により利用できない状態であることを指します。

(例示1) 例えば、次のような事例が、該当するものと考えられます。

- 被保険者が、夜間の訪問介護サービスを利用することにより、居宅での日常生活を継続することができると見込まれる状態であるが、居住する地域において夜間対応型訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供する事業者が存在しない。

(例示2) また、次のような事例は、該当しないものと考えられます。

- 利用可能な介護サービスが存在するが、事業者・サービスの選好等の被保険者の意思により当該サービスの利用をしていない。
- 利用可能な介護サービスが存在するが、給付限度額の超過等の経済的な理由に基づく被保険者の意思により当該サービスの利用をしていない。
- 被保険者が利用を希望する種別の介護サービスは提供されていないが、提供されている他の介護サービスによる代替で、居宅における日常生活の継続が可能である。

Q 7 考慮事項のうち、「虐待の疑い」や「認知症」による特例入所は、老人福祉法に基づく措置入所とは異なるものなのか。

A 特例入所は、あくまでも契約に基づく入所であり、特例入所の要件に該当することをもって特別養護老人ホームへ入所できるものではなく、要介護3以上の方と同様に入所判定の対象となるものです。

なお、虐待や認知症等のやむを得ない事由により、速やかに入所が必要な場合は、引き続き、老人福祉法に基づく措置が行われることとなります。

Q 8 措置入所の要介護1・2の方が、特例入所を適用して契約入所に移行することは可能か。

A 可能です。一般的に措置入所の方については、要介護1・2であっても特例入所の要件に該当しているものと考えています。

2 要介護度変更時の取扱いについて

Q 9 入所判定時に要介護3であったが、入所日の前日に要介護度が1・2に改善した場合には、特養には入所できないのか。

A お見込みのとおりです。ただし、要介護1・2に改善した入所者が、特例入所の要件に該当する場合には、特例的に特養への入所が認められることとなります。

Q 10 平成27年3月31日時点で特養に入所している利用者が、平成27年4月1日以降に要介護1・2に変更になっても引き続き入所できるのか。

また、平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1・2に変更になった場合は、退所になるということか。

A 平成27年3月31日以前から施設に入所している利用者については、仮に平成27年4月1日以後に要介護1・2に変更になっても、引き続き、当該施設に入所することが可能です。

また、平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1・2に変更になった場合についてはお見込みのとおりですが、要介護1・2に変更になった入所者が、特例入所の要件に該当すると認められる場合には、特例的に施設への入所が認められることとなります。

Q 1 1 入所している要介護 1・2の利用者が入院等により一旦退所した場合、退院後にもとの施設への再入所を希望した場合には、新規入所者として入所判定することになるのか。

A お見込みのとおりです。退所した場合には、新規入所者としての入所判定となるため、要介護 1・2の利用者であれば、特例入所の要件に該当している必要があります。

なお、入院等により一旦退所した要介護 1 又は 2 の方が、特例入所要件に該当する場合には、入所指針に定める「特別な事情（緊急）による入所決定」（3 箇月を超えた長期入院による退所）により入所することが可能です。

Q 1 2 平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した方が、要介護 1・2に変更になった場合に退所となることについて、利用契約書等に記載しておくことが必要となるか。

A お見込みのとおりです。重要事項説明書及び利用契約書等の退所理由・契約終了事由等の項目において明記し、説明することが必要となります。

なお、入所時に限らず、入所相談の機会等においても事前に説明し、理解を得ておくことが望ましいものと考えます。

3 要介護 1・2の入所申込希望者への対応について

Q 1 3 介護支援専門員は、要介護 1・2の利用者から特養入所の希望があった場合、どのように対応すればよいのか。

A 平成 27 年 4 月以降、特養に入所できる方は、原則、要介護 3 以上の方に限定される旨を説明してください。ただし、特例入所の要件に該当する場合には、特例入所による入所申込みを施設に行ってください。

また、特例入所の申込者に対しては、必要に応じて支援を行う必要がある場合も想定されることから、「入所申込書」及び「特例入所を必要とする理由書」を、申込者の住所地を管轄する地域包括支援センターに提出し、情報の共有を図ってください。

Q 1 4 入院中等の理由により担当の介護支援専門員がいない場合で、要介護 1・2の利用者から特養入所の希望があった場合も、必ず介護支援専門員が評価票・調査票の作成等の手続きをしなければならないか。

A 京都市の入所指針においては、原則として介護支援専門員が入所申込書等を提出することを求めています。ただし、長期の入院中等の理由により、入所申込者の状況を把握している担当の介護支援専門員がいない場合には、この限りではありません。

この場合であれば、医療機関の医療ソーシャルワーカー（相談員）等が、入所申込者が特例入所の要件に該当するかの確認・評価票の作成等の入所申込手続きをすることが適切であると考えますが、医療ソーシャルワーカー（相談員）等が未配置等の理由により医療機関等で対応できない場合には、申込み予定の施設に御相談ください。

(参考) 京都市介護老人福祉施設入所指針Q&A追加(平成15年8月)

Q9 一般病院に入院している場合の、評価票等の作成について

長期の入院(転院を繰り返している場合も含)をされている方については、退院の見込みが出た段階で申込みをしていただくこととなりますが、担当の介護支援専門員の方がおられない(介護保険サービスを長期間未利用のため)ことから、入院されている病院の医療ソーシャルワーカーや相談員の方に対しまして、評価票等の作成について、協力をお願いしています。

入院先の病院に、医療ソーシャルワーカーや相談員等がおられない場合又は御協力が得られない場合につきましては、申込み予定の特別養護老人ホームに御相談ください。

Q15 特例入所の申込みがあった場合、施設はどのように対応すればよいのか。

A 入所申込者から提出された「入所申込書」及び「特例入所を必要とする理由書」の記載に基づいて、特例入所の要件に該当するかを施設において判定してください。(この判定は、単に入所対象であるかどうかの判定であり、入所の決定とは異なります。)

特例入所の要件に該当すると判定した場合には、市町村(京都市)との情報共有のため、京都市に「入所申込書」及び「特例入所を必要とする理由書」の写しを郵送により提出してください。(持参も可。FAX・Eメールは不可。)また、該当しないと判定した場合には、担当の介護支援専門員等を通じて、申込者にその旨通知してください。

なお、特例入所の要件に該当することが記載内容から確認できない場合においては、判定を「保留」としても差し支えありません。この場合にも、担当の介護支援専門員等を通じて、申込者にその旨通知してください。

Q16 施設において、特例入所の要件に該当するかどうかの判定は、どのような手続きにより行えばよいのか。

A 入所判定の透明性の確保を図るため、申込みの都度、直近に開催する入所検討委員会において特例入所の対象であるか否かを判定することが望ましいですが、施設においてあらかじめ手順を定めた上で、施設長等が判定し、入所対象者とすることも差し支えありません。

Q17 介護支援専門員が特例入所に該当すると判断して入所申込を行ったものについて、施設が該当しないと判断する場合はあるのか。

A 特例入所の要件に該当することについて、施設が判断の主体となりますので、介護支援専門員等の判断と異なる場合もあります。

Q 1 8 複数施設に対して入所申込みをされる要介護 1 又は 2 の方に対して、各施設間で、特例入所要件の該当の有無について判断が異なる場合どのように対応するのか。

A これまでからも各施設において総合評価の判定に違いはあるところですが、入所申込者に対して説明できるよう、介護支援専門員等と連携を図ってください。

Q 1 9 複数の施設に申込みをする場合、入所者の情報は各施設で共有されるのか。

A 入所申込みを行っている事実は個人情報に該当するため、申込者本人の同意なく他の施設と共有されることはありません。

Q 2 0 特例入所の運用において求められる「市町村による適切な関与」とは、具体的にはどのように行われるのか。

A 京都市の被保険者については、施設が特例入所の申込みを受け付けた場合、速やかに（Q 1 5により判定した時点から、次回の入所検討委員会を開催する日までに）入所申込者の「入所申込書」及び「特例入所を必要とする理由書」の写しを京都市（入所申込者の住所地の各区・支所福祉部支援（支援保護）課支援第二係）に提出（郵送）し、情報の共有をはかります。

なお、施設が特例入所の申込者の入所を決定した場合にも、施設は京都市に報告を行い、情報を共有することとしています。

Q 2 1 一人の利用者が複数の施設に特例入所の申込みを行う場合、申込みを受け付けた施設それぞれが京都市に入所申込書等を提出することになるのか。

A お見込みのとおりです。

Q 2 2 京都市に情報提供された特例入所の申込みに対して、京都市が特例入所に該当しないと判断する場合はあるのか。

A 要介護 3 以上の入所判定と同様に、特例入所の判断主体は施設であることから、施設の判断を尊重することとします。

ただし、入所申込みが明らかに特例入所の要件を逸脱している場合等においては、施設に対して経過の確認や、必要に応じて指導等を行う場合があります。

Q 2 3 施設が行った特例入所の判断について、京都市の実地指導等において、指摘事項の対象となるのか。

A これまでから入所検討委員会における入所者の決定過程等は、実地指導等の検査対象としています。

特例入所の判断について、記録の確認等により不適切な事例があると認められる場合には、指摘事項となる場合もあります。

4 特例入所による入所・変更手続きについて

Q 2 4 特例入所に該当する入所申込者は、他の申込者より優先して入所できるのか。

A 特例入所要件に該当するというのみをもって、入所が優先されることはありません。あくまでも要介護3以上の入所申込者と同様に、入所の必要性に応じて優先入所対象者となるものです。

要介護1・2で特例入所に該当する入所申込者を含めて、これまでと同様、「介護の必要の程度」及び「家族の状況」等の勘案すべき事項に照らし、特養を利用する必要性が高いと認められる入所申込者が優先的に入所できるよう、引き続き、入所の必要性を総合的に判断してください。

Q 2 5 特例入所要件に該当すれば、総合評価（A・B・C）の判定において配慮する必要があるのか。

A 特例入所要件に該当することのみをもって、総合評価の判定に影響するものではありません。

特例入所の要件に該当する入所申込者であっても、要介護3以上の入所申込者と同様に、特記事項の記載等に基づき入所の必要性を個別に総合的に評価し、判断してください。

Q 2 6 平成27年4月までに既に入所申込みをされている要介護1・2の方は、改めて入所申込の手続きをしていただく必要があるのか。

A 新規の入所申込手続きをしていただく必要はありませんが、特例入所要件への該当の有無等によって、以下のとおり、変更等の手続きが必要となります。

対象となる方	対応方法
要介護3以上に変更になっている方	入所申込変更(取下げ)届の提出
特例入所の要件に該当する方	入所申込変更(取下げ)届、特例入所の理由書の提出
入所要件に該当せず、申込みを取り下げる方	入所申込変更(取下げ)届の提出

※ 特例入所の要件該当が不明な方、該当しないが申込みを取下げない方で、これらの手続きをしない方は、入所申込を「保留」の扱いとしてください。

Q 2 7 平成27年4月までに既に入所申込みをされている要介護1・2の方で、特例入所要件に該当する入所申込者については、どのような手続きが必要か。

A 特例入所の要件に該当する方は、担当の介護支援専門員等を通じて、入所申込変更届及び特例入所の理由書を、施設に提出することが必要です。提出されない場合は、入所申込みが「保留」の扱いとなりますので御注意ください。

Q 2 8 平成 2 7 年 4 月までに既に入所申込みをされている要介護 1・2の方で、特例入所に該当しない申込者については、入所申込みを取下げなければならないか。

A 入所の要件を満たさないため、申込みを取下げてください。必要があります。

ただし、取下げは申込者本人の同意の下に行われる必要があるため、取下げの手続きをされない方については、入所申込を「保留」の扱いとしてください。

なお、入所決定については、これまでどおり入所待ちの期間にかかわらず、申込者の入所必要性に応じて施設が判断するため、取下げにより今後の入所において不利となることはありません。

Q 2 9 平成 2 7 年 4 月に入所予定の要介護 1・2の申込者で、3月中に開催される入所検討委員会で入所決定される方の手続きは、どのように行えばよいか。

A 制度変更前（3月31日まで）に入所決定を行う場合でも、実際の入所が4月1日以降である場合には、特例入所の要件に該当している必要があります。

また、京都市への情報提供の開始は4月1日以降になりますが、緊急性がある等の理由がある場合には、これを実施せず3月中に入所決定を行っても差し支えありません。この場合には、入所決定の報告と併せて、4月1日以降に京都市（各区・支所福祉部支援（支援保護）課支援第二係）に、情報提供を行ってください。

Q 3 0 施設の入所判定システムの都合上、入所申込と入所判定の時期に間が空く場合があります、入所申込時では特例入所に該当しないと想定される申込者であっても、入所判定時点では特例入所の要件に該当する方もいるため、要介護 1・2の方であっても一旦入所申込を受け入れることとして差し支えないか。

A 施設において、特例入所に該当しないと想定される要介護 1・2の方の入所申込みについても予め受け付けた上で、入所判定時点において、改めて、当該入所申込者の情報を入手するなどの必要な手続きを取ること（判定を保留しておくこと）等は差し支えないものと考えています。

5 その他

Q 3 1 毎年京都市が実施する入所申込者数調査において、施設が入所申込みを受け付けた要介護 1・2の申込者数は、特例入所要件の該当にかかわらず対象人数に含めてよいのか。

A 要介護 1・2の申込者数については、施設において特例入所の要件に該当すると判定した人数（入所申込書、特例入所の理由書により確認できる人数）を対象としてください。（判定を「保留」している人数は含まれません。）